

家畜衛生

北海道上川家畜保健衛生所

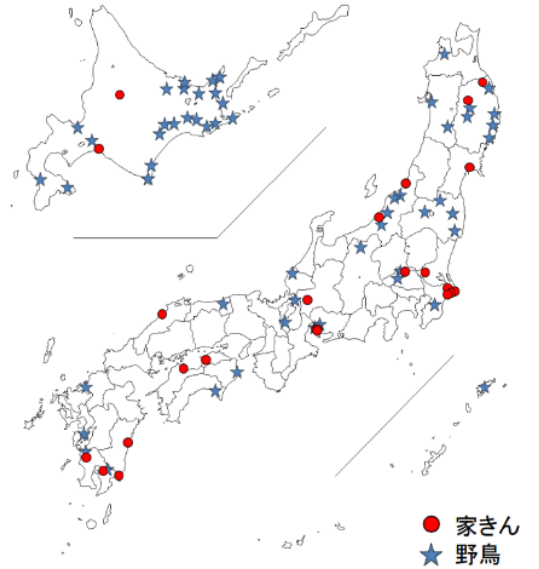
第118号
令和7年5月



高病原性鳥インフルエンザについて

今シーズンは令和6年10月17日の1例目発生以降、令和7年4月30日現在までに全国では、家きんで14道県51事例の本病の発生があり、約932万羽殺処分されました。北海道は、1例目厚真町（肉用鶏）、8例目旭川市（採卵鶏）で本病の発生がありました。また、野鳥の感染事例（環境材料を含む）は、19道県196事例（うち道内99事例）確認されています。道内の野鳥では、渡り鳥だけでなく留鳥のハシブトカラズ等からも本病のウイルスが検出されており、環境中にウイルスが広く存在している可能性があります。本病の発生防止のため、今一度、下記の発生予防ポイントを確認し、衛生対策の徹底をお願いします。

今季の全国での発生状況
(4月30日時点)



(農林水産省HP 鳥インフルエンザに関する情報)

高病原性鳥インフルエンザ 発生予防のポイント

01 農場に入る全ての人・車両・物品は衛生対策
 作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。

02 衛生管理区域・家きん舎ごとに専用の長靴を着用
 農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。農場内では専用の衣服を着用。

03 ウイルスを媒介する野生動物の侵入防止対策
 家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。

「農場に近寄らせない」
 「農場内に入れない」
 「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」

MAFF 農林水産省
 飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。
 家畜保健衛生所
 TEL

農場の重点対策

農場付近の水場は水抜き、忌避テープの設置等により、野鳥を寄せ付けない工夫を。

集卵コンベアなどの開口部の隙間を塞ぐ。普段目の届きにくい屋根裏や入気口も点検し、破損があれば補修。

長靴は洗浄してから消毒の徹底。消毒薬は定期的、または汚れた都度交換。

農場辺縁を含め敷地内の草刈りや枝の剪定を行い、野生動物が隠れる場所を作らない。

車両の消毒の徹底。車体、タイヤ周りや溝の汚れをしっかりと落とす。

洗浄・消毒された衛生的な衣服や長靴を用意。

着替え、履き替えの前後で動線が交差しないよう境界を明確に。

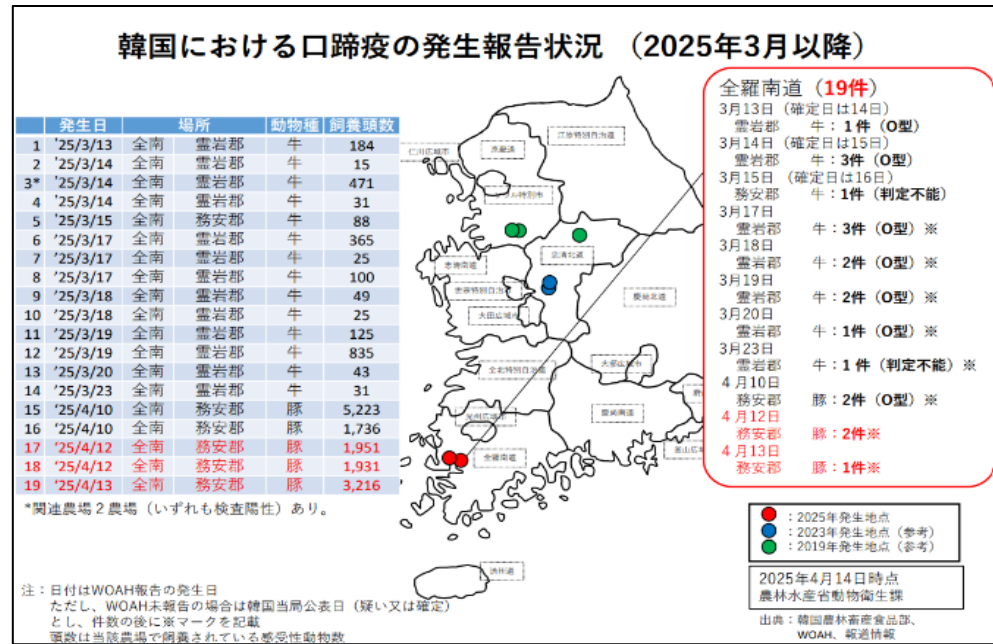
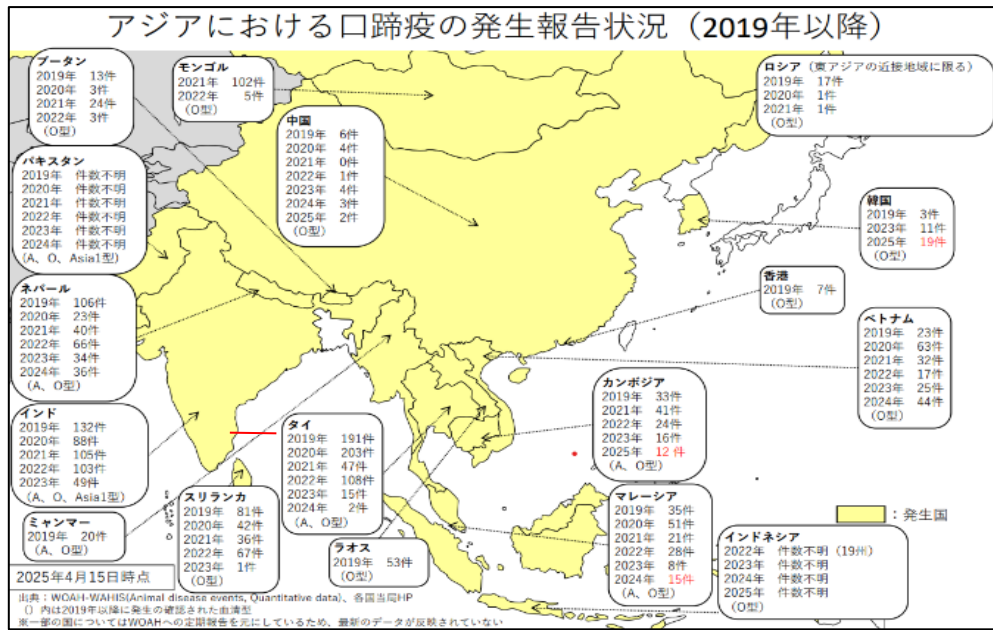
— 例外を作らずに必ず実施することが大切です。 —

MAFF 農林水産省

口蹄疫、豚熱（CSF）及びアフリカ豚熱（ASF）について

○ 口蹄疫

国内における口蹄疫の発生は平成22年（宮崎県）以降ありませんが、アジアの近隣諸国をはじめ、世界各地で継続的に発生がみられます。令和7年3月、韓国で1年10ヵ月ぶりに本病の発生が認められ、牛だけでなく豚でも感染が拡大している現状です。人・物を介した国内への侵入リスクは非常に高い現状です。



（出典：農林水産省HP）

○ 豚熱(CSF)

令和7年5月14日現在、豚熱は全国で24都県99事例の発生が確認されています（最終発生：令和7年5月9日、群馬県）。令和7年3月には千葉県養豚場において本病の初発生を認めました。北海道を除くすべての都府県の養豚場でワクチンが接種されています。また、野生いのししでは、養豚場での発生が認められていない府県で本病の陽性個体が確認されており、令和7年4月、宮崎県内で初めて陽性個体が確認されました。

ワクチン接種農場の生きた豚等（と畜場出荷を除く）、精液、受精卵、死体、排せつ物等、敷料、飼料及び家畜飼養器具は原則として、ワクチン接種区域内の移動・流通に限られているため、国外からの輸入を除き、道外から豚（愛玩用を含む）、精液及び受精卵等の導入はできません。

○ アフリカ豚熱 (ASF)

日本は本病の清浄国ですが、近隣の韓国では野生いのししの間で感染が拡大しており、発生場所付近には日本にアクセスできる飛行場や船着場があります。また、ASF発生国から持ち込まれた携帯品から感染性を有するASFウイルスが分離された事例もあることから、国内への侵入リスクは高い現状にあります。**異常家畜の早期発見と早期通報をお願いします！**

飼養衛生管理基準の遵守を継続、徹底するとともに、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫などを疑う特定症状を認めた場合は、**直ちに家畜保健衛生所に通報をお願いします**。通報があった場合は、農場へ立入検査を行いますので**通報時から家畜の移動自粛等をお願いします**。

アフリカ豚熱 **そこまできています** **MAFF 農林水産省**

発生を未然に防ごうが日本の養豚を守るために極めて重要です。

皮膚の出血や全身のチアノーゼが特徴。他には食欲不振・沈鬱等。

農場へのウイルスの侵入を防ぐために、**すぐに農場の衛生対策を再点検！**

- 致死率はほぼ**100%**
- 中国で発生による死亡・殺処分により豚の飼養頭数が**4割減少**
- 周辺農場も殺処分の可能性

有効な治療法やワクチンはない

2019 2022 2024

日本から50kmしか離れていない釜山で**続発中!**

約50km

釜山

2024 農林水産省 (HP)

港や空港付近で発生が懸念されています。

釜山 釜山国際空港

新千歳、成田、関西国際、中部国際、岡山、福岡

釜山港国際旅客ターミナル

対馬、韓国、大陸、大邱

令和7年度予防事業計画

今年度の家畜伝染病予防事業の日程は、次のとおりです。
該当市町村の飼養者及び関係者の皆様、御協力をよろしくをお願いします。

検査名	実施する区域	検査日程	検査対象
牛のヨーネ病検査	剣淵町	4月(実施済み)	<ul style="list-style-type: none"> 搾乳用雌牛及び繁殖用肉用雌牛(生後24か月未満のものを除く)並びに種雄牛
	美深町	5月	
	中川町	10月	
	和寒町	10月	
	南富良野町	11月	
蜜蜂の腐蛆病検査	管内全市町村	7～8月	<ul style="list-style-type: none"> 定飼及び転飼されている全蜂群
牛の伝達性海綿状脳症検査	管内全市町村	通年	<ul style="list-style-type: none"> 特定症状を呈する牛 特定症状以外のBSEを否定できない症状を呈する牛
高(低)病原性鳥インフルエンザ定ポイントモニタリング	旭川市	6～9月	<ul style="list-style-type: none"> 6週齢以上の家きん(計3戸)
	比布町		
高(低)病原性鳥インフルエンザ強化モニタリング	調整中		<ul style="list-style-type: none"> 100羽以上の家きん(だちょうは10羽以上)を飼養する農場(1戸)

病性鑑定材料の採材・送付・手数料について

○必ず事前の連絡をお願いします。疾病原因検索の場合、**治療前の発症初期に採材することが重要**です。治療経過が長かったり、発症後時間が経過している場合、原因となる病原体が検出されない場合があります。

○検体搬入の際は、病性鑑定依頼簿等に検査個体の情報（個体番号・品種・性別・生年月日等）を記入し、検体と一緒に搬入してください。



① 健康検査（移動のための検査等）

病性鑑定依頼簿等に個体情報、採材年月日、採材獣医師名、証明書の必要の有無、結果の送付先、移動の場合は移動予定日を記入してください。また、必要に応じて登録書（牛・馬）の写しも添付してください。

	搬入材料	採材量	注意点
ヨーネ病	血清	2mL以上	○採材時6か月齢以上であることを必ず確認
牛ウイルス性下痢	血清 全血	2mL以上	○6か月齢未満の場合は、血清と併せて全血も必ず採材
牛伝染性リンパ腫	血清 全血	2mL以上	○遺伝子検査の場合は全血が必要

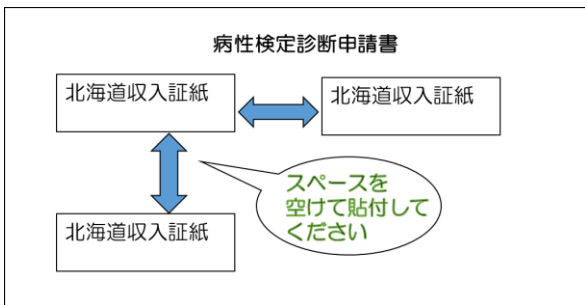
② 疾病原因検索

疾病原因検索では、**疫学情報（ワクチン接種歴・発生経過等）が重要**です。病性鑑定依頼簿等に疫学情報を記載するとともに、必要に応じてカルテの写しを添付してください。

	搬入材料	採材量・頭数	採材方法・注意点
呼吸器病原因	鼻汁 全血 血清	鼻汁は3本/1頭  ウイルス用 細菌用 マイコプラズマ用 複数頭数が望ましい	○鼻腔をアルコール綿花で消毒し、なるべく鼻の奥から採材 ○採材後のスワブは 乾燥厳禁 →綿球の半分が浸る程度、滅菌生食を入れる ○抗体検査用の後血清は、約3週間後に採材
下痢原因	糞便 全血 血清	糞便は親指大以上、ピンポン球程度  複数頭数が望ましい	○糞便は直検手袋で採材 ○抗体検査用の後血清は、約3週間後に採材

異常産原因	胎子 胎盤 母牛 血清		○確定診断には、胎子・胎盤の搬入が重要です ○牛の場合は家畜伝染病予防法第5条に基づくブルセラ症のサーベイランスを実施しています
病理組織学的検査	臓器	病変部を3cm×3cm×3cm大に切り取り、10～20%ホルマリンに入れる	○採材後、速やかに十分量のホルマリンに浸漬 ○搬入時はホルマリンが漏れないよう密封容器に入れる
牛伝染性リンパ腫	血清 全血	血清・全血は2mL以上	○採材当日に搬入できない場合は、血液塗抹標本も送付

○病性鑑定を依頼する際は、病性検定手数料を北海道収入証紙で納入してください。収入証紙に消印（割印）は不要ですが、当所で消印処理しますので、収入証紙は間隔を空けて貼付してください。



管内の北海道収入証紙売りさばき所は、下記のQRコードまたはウェブサイトで確認できます



https://www.pref.hokkaido.lg.jp/st/cut/urisabaki_syo_16_kamikawa.html

ヨーネ病自主検査について

公益社団法人北海道家畜畜産物衛生指導協会（以下、衛指協）が実施する「家畜生産農場衛生対策事業」に基づく自主検査は、昨年度と同様に実施されます。次の点に留意して受検してください。

1 検体搬入日

- ・締め切り日は右表のとおりです。
- ・結果判明まで1週間程要するため、移動予定を考慮した計画的な受検をお願いします。

2 病性検定手数料

1件につき4,400円です。（北海道収入証紙）

3 月齢確認

受検牛が採材日の時点で、満6か月齢以上であることを必ず確認してください。

ヨーネ病検査材料受付締切日

年	月 日	曜日
2025	5月21日	水
	6月18日	
	7月16日	
	8月20日	
	9月17日	
	10月22日	
	11月19日	
2026	12月10日	水
	1月21日	
	2月18日	
	3月18日	

4 当所への申請書類

- 個体情報が確認できる書類（採材証明書、登録証の写し等）
- 「病性検定診断申請書」
※収入証紙への消印（割印）は不要です。

5 その他

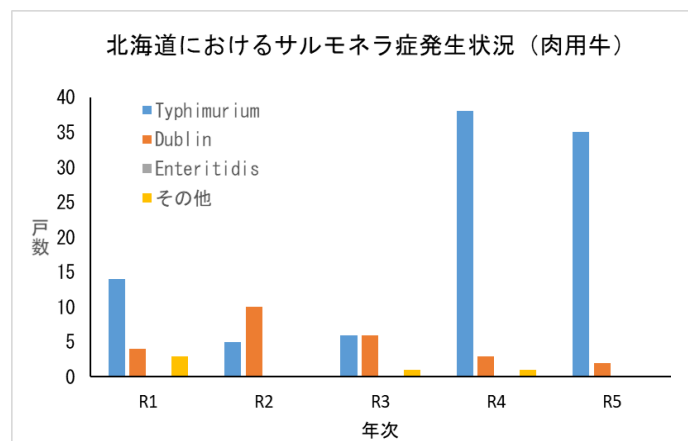
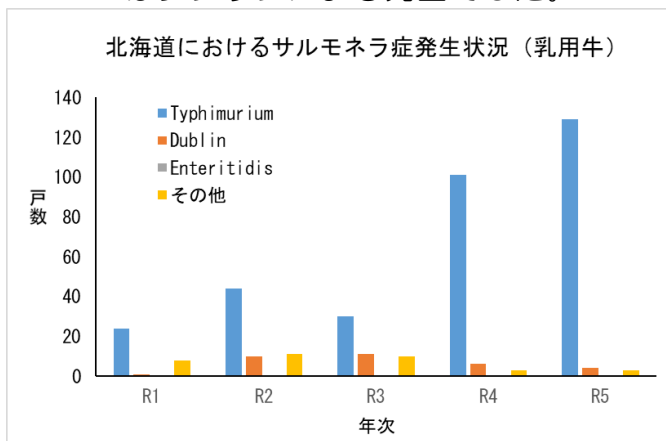
- 「病性検定診断申請書」への記載や証紙貼付方法など、申請書作成時に分からないことがある場合は、必ず当所までお問い合わせください。
- 年度途中で、衛指協から本事業の終了が通知される場合があります。事業終了後は通常の病性検定となり、補助金は交付されませんのでご承知ください。

※慢性頑固な水様性下痢などヨーネ病を疑う病性鑑定は随時受け付けます。

サルモネラ症に注意しましょう！！

○ 北海道内における発生状況

近年、道内のサルモネラ症の発生は増加傾向にあります。血清型では、Typhimurium（ティフィムリウム）による発生が多くを占めますが、Dublin（ダブリン）による発生も散見されています。上川管内でも、令和6年に3件のサルモネラ症が発生し、うち1件はダブリンによる発生でした。



○ ダブリンによるサルモネラ症

- 発熱（40℃前後）
- 子牛の呼吸器症状や突然死
- 流産の増加、乳量激減
- 下痢症状は見られないことがあります

○ サルモネラ症を防ぐために

- 農場に「入れない」：導入牛の健康チェック、野生動物の侵入防止
- 発症したら「拡げない」：疑わしい個体はすぐに検査、発症牛は速やかに隔離
- 環境を「汚染させない」：踏込消毒槽の徹底、器具・機械・車両の消毒徹底

特に飼槽・水槽などの口周り、子牛周辺は念入りに！！

サルモネラ症が疑われたら当該牛を隔離して、すぐに病性鑑定を受検しましょう！

死亡牛のBSE検査対象並びに死亡牛届出について

令和6年4月1日から、**月齢規定が全て撤廃**され、検査対象が生化学的検査（**血液検査等**）や病理学的検査等で疾患原因が判明していない「全ての特定症状牛」「全ての起立不能等の牛」となりました。

それに伴いまして、最近、**死亡獣畜処理指示書（特に旧様式）の記載ミスやBSE検査対象牛の未届出事案が大変多く**確認されております。道内全体では、昨年度検査対象牛だった15頭が未受検のまま化成処理されています。

現場の獣医師の皆様におかれましては、診療業務等でお忙しいこと、重々承知いたしておりますが、死亡獣畜処理指示書の記載方法を再度ご確認ください、記載ミスや届出のお忘れがないようお願いいたします。

下記に死亡獣畜処理指示書における旧様式の記載方法を載せておきますので、ご確認をお願いいたします。

また、検査対象の変更に伴い**6か月齢未満**の死亡牛の検案時、当該牛がBSE検査対象となる場合は、**死亡獣畜処理指示書の発行並びに届出**が必要となります。



令和6年4月1日以降に旧様式の死亡獣畜処理指示書を使用する場合の記載方法

○ 検査対象の場合

死亡獣畜処理指示書

発行番号 1	所有者 (管理者)	住 所 旭川 ^① 町 東鷹栖4線15号	氏 名 家保 太郎
畜 種 乳 ^① 牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日 (又は年令)	2022年3月1日(2才)	
名 号 ホアアサヒカヒカガシカ ホルスタイン種	去勢	総体重 600 kg	死亡獣畜の合計頭数 1 頭
共済関係 加入・未加入	病名 又は死因 脳腫瘍	死亡 年月日 2024年3月1日	区 ①
特定臨床症状 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		BSE検査 <input checked="" type="checkbox"/> 要(起立不能等)	<input type="checkbox"/> 否
(指示及び特記事項) 1 腐敗状況 (①・中度・重度) 2 抗生物質等の出荷制限 (未) 3 処理に関する指示事項 (1) 死体処理先 () (2) 死体処理方法 (解体・その他)			
発行年月日 20 年 月 日 獣医師氏名			

上下どちらかの「要」に✓を記入
()内は二重線で消す
ここに「特定症状・7疾患・8疾患・BSE関連症状」のいずれかを記入

○ 検査対象外の場合

死亡獣畜処理指示書

発行番号 1	所有者 (管理者)	住 所 旭川 ^① 町 東鷹栖4線15号	氏 名 家保 太郎
畜 種 乳 ^① 牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日 (又は年令)	2022年3月1日(2才)	
名 号 ホアアサヒカヒカガシカ ホルスタイン種	去勢	総体重 600 kg	死亡獣畜の合計頭数 1 頭
共済関係 加入・未加入	病名 又は死因 心不全	死亡 年月日 2024年3月1日	区 ①
特定臨床症状 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		BSE検査 <input type="checkbox"/> 要(96月以上) <input type="checkbox"/> 要(起立不能等)	<input checked="" type="checkbox"/> 否
(指示及び特記事項) 1 腐敗状況 (①・中度・重度) 2 抗生物質等の出荷制限 (未 ^① 用・期間中・期間外) 3 処理に関する指示事項 (1) 死体処理先 () (2) 死体処理方法 (解体・その他)			
発行年月日 20 年 月 日 獣医師氏名			

「否」に✓を記入

馬インフルエンザについて

本病は主に発咳、鼻汁、発熱などの風邪のような症状が見られるウイルス性の疾病で、家畜伝染病予防法により届出伝染病に指定されています。令和7年4月8日、熊本県の重種馬飼養農場で日本では17年ぶりに本病の発生がありました。また、道内では4月25日に帯広市のばんえい競馬場で発生が確認されました。本病は伝播力が非常に強く、集団発生を起こします。

本病を疑うような症状の馬がいたらすぐに隔離し、かかりつけの獣医師に連絡してください。獣医師の方は本病を疑う場合は速やかに家畜保健衛生所にご連絡ください。

伝播経路：飛沫感染

宿主：馬

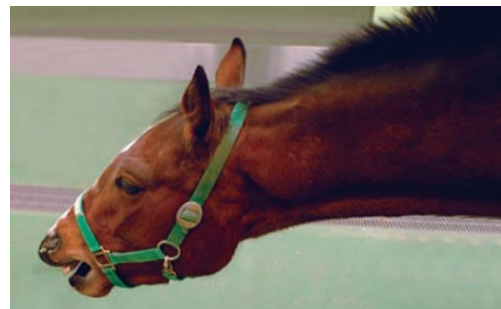
臨床症状：発咳、鼻汁、発熱

治療法：対症療法

予防法：ワクチン接種



水様の鼻汁



激しい咳

畜産物への抗菌性物質の残留防止について

令和6年度の管内での抗菌性物質残留事例の発生件数は、生乳で1件、畜肉は発生がありませんでした。

<生乳> 事故発生防止のため、次の点に注意しましょう。

- 1 治療牛の隔離
- 2 投薬と同時に牛に2種類以上のマーキング（肢バンド装着、乳房や後軀等にカラースプレー、乳頭マーキングテープ等の使用）
- 3 治療牛について搾乳前にホワイトボード・口頭等で情報共有
- 4 休薬期間後の出荷前検査の実施。牛の体調等により、休薬期間が終了しても生乳中に残留している場合があります
- 5 搾乳ロボットを導入している農場では、入力データのダブルチェック

<畜肉>

道内での残留事例では、乳用牛を廃用し、と畜のため**緊急出荷する際に休薬・使用禁止期間の確認不足となる事例**が多く見受けられます。動物用医薬品の中には使用禁止期間が長期になるもの（例：と畜前30日間等）があり、注意が必要です。

監視伝染病発生状況

令和7年次の当管内及び道内の監視伝染病発生状況は次のとおりです。

家畜伝染病 病名	家畜の 種類	上川管内(R7.1～4月)			北海道(R7.1～2月)	
		戸数	頭数	発生場所	戸数	頭羽数
ヨーズ病	牛	3	5	美瑛町、上富良野町	68	128
	めん羊	0	0	—	0	0
	山羊	0	0	—	1	1
高病原性鳥インフ ルエンザ	鶏	0	0	—	0	0
高病原性鳥インフ ルエンザ 疑似患畜	鶏	0	0	—	0	0

届出伝染病 病名	家畜の 種類	上川管内(R7.1～4月)			北海道(R7.1～2月)	
		戸数	頭数	発生場所	戸数	頭羽数
牛ウイルス性下痢	牛	1	1	中川町	4	7
牛ウイルス性下痢 (疑症)	牛	0	0	—	1	1
牛伝染性リンパ腫	牛	9 (2)	41 (30)	旭川市、名寄市、美深町、上富良野町、音威子府村、中川町 (旭川市、名寄市)	61	110 (22)
牛伝染性リンパ腫 (疑症)	牛	0	0	—	1	1
気腫疽	牛	0	0	—	1	32
サルモネラ症	牛	0	0	—	4	9
馬鼻肺炎	馬	0	0	—	2	2
馬鼻肺炎 (疑症)	馬	0	0	—	2	2
豚丹毒	豚	0	0	—	3	3

※発生戸数・頭数欄の()内は、と畜場での発生数で内数



使用料・手数料単価一覧（令和7年4月1日改定）

★網掛け部分が
変更箇所です

○ 北海道家畜保健衛生所条例等 （病性検定使用料・手数料）

項目	
病性検定手数料（病理解剖検査）	5,950
病性検定手数料（鏡検）	780
病性検定手数料（一般培養）	1,330
病性検定手数料（特殊培養）	3,400
病性検定手数料（一般血清反応検査）	820
病性検定手数料（特殊血清反応検査）	3,220
病性検定手数料（病理組織学的検査）	2,950
病性検定手数料（一般理化学的検査）	1,400
病性検定手数料（特殊理化学的検査）	3,160
病性検定手数料（特殊遺伝子学的検査）	6,680
病性検定手数料（解剖を含む総合病性検定）	10,980
病性検定手数料（解剖を含まない総合病性検定）	7,670
病性検定手数料（特殊血清・遺伝子学的検査）	4,400
病性検定手数料（特殊遺伝子・遺伝子学的検査）	7,340
病性鑑定手数料（証明書）	500
病性鑑定手数料（特別診断：100km未満）	5,790
病性鑑定手数料（特別診断：100km以上）	11,590
病性鑑定手数料（焼却）	29,460
器具機械使用料	1,040
保冷保管庫使用料	1,780

○ 北海道農政部手数料条例 （家畜伝染病予防法関係）

項目	
家畜等検査手数料（牛の結核病検査）	300
家畜等検査手数料（牛のブルセラ病検査）	330
家畜等検査手数料（牛のヨーネ病検査）	610
家畜検査手数料（牛の伝達性海綿状脳症検査）	31,240
家畜等検査手数料（馬の伝染性貧血の検査）	660
家畜等検査手数料（馬の伝染性子宮炎の検査（血清））	410
家畜等検査手数料（馬の伝染性子宮炎の検査（細菌））	1,810
家畜等検査手数料（豚のトキソプラズマ病検査）	440
家畜等検査手数料（家さんのサルモネラ感染症検査）	60
家畜等検査手数料（腐蛆病検査）	170
家畜等検査手数料（寄生虫病検査）	280
家畜等検査証明書等交付手数料	150

○ 北海道農政部手数料条例 （薬機法関係）

項目	
動物用医薬品販売業許可申請手数料	28,290
動物用医薬品販売業許可更新申請手数料	11,610
動物用医薬品販売業許可証等書換交付手数料	2,820
動物用医薬品販売業許可証等再交付申請書	3,950
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書交付手数料	8,480
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書書換交付手数料	2,820
動物用医薬品配置販売従事者身分証明書再交付手数料	3,950
動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料	28,290
動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	11,610
動物用医薬品販売従事登録手数料	10,890
動物用医薬品販売従事登録証書換交付手数料	2,820
動物用医薬品販売従事登録証再交付手数料	3,950
動物用再生医療等製品販売業許可申請手数料	28,290
動物用再生医療等製品販売業許可更新申請手数料	11,610

着任のご挨拶

＜次長 梅澤直孝＞

宗谷家畜保健衛生所から異動して参りました梅澤です。上川は初めての勤務地で、不慣れな部分も多々あると思いますが、関係機関の皆様の御協力をいただきながら、管内の家畜衛生推進のため少しでもお役にたてるよう努力して参りますので、よろしくお願い致します。

＜課長 川島悠登＞

このたび石狩から上川に着任いたしました指導課長の川島です。上川地域は畜産業が盛んな地域であり、皆様と共により良い家畜衛生の環境づくりに取り組んでいきたいと考えています。地域の皆様と連携を深め、安全で安心な畜産物の生産に貢献できるよう努力いたしますので、どうぞよろしくお願い致します。

＜課長 増子朋美＞

このたび、根室家畜保健衛生所から参りました、増子と申します。胆振、網走、根室と異動し、上川が4か所目となります。上川は家畜の種類も多く、私にとっては初めての道北地方でもあり、自分の勉強不足を痛感しておりますが、管内の家畜衛生の推進に

寄与できるよう精進したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

＜主査 稲垣華絵＞

4月に檜山家畜保健衛生所からまいりました、稲垣と申します。病性鑑定課で病理検査を担当いたします。病性鑑定を通じて地域の家畜衛生の向上に貢献できるよう努めて参ります。どうぞよろしくお願いいたします。

令和7年度 職員配置

所 長 繁在家 輝子		次 長 梅澤 直孝			
【指導課】		【予防課】		【病性鑑定課】	
課長	川島 悠登	課長	枝松 弘樹	課長	増子 朋美
調整幹兼 主査 (薬事・安全)	稲原 一幸	主査 (危機管理)	竹花 妙恵	主査 (病性鑑定)	稲垣 華絵
専門主任	菅野 則子	獣医師	清水 雄太	専門員	佐伯 厚記
		獣医師	竹下 李奈	専門員	津坂 健晃

転出 宮澤国男 (病性鑑定課 課長) →十勝家畜保健衛生所
太田瑞穂 (指導課 主査) →檜山家畜保健衛生所
原田健弘 (病性鑑定課 主査) →根室家畜保健衛生所

北海道上川家畜保健衛生所

〒071-8154 旭川市東鷹栖4線15号

TEL: 0166-57-2232 FAX: 0166-57-7626

e-mail:kami-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp

夜間・休日緊急連絡先：上川総合振興局（代表）TEL：0166-46-5900